

個人情報保護制度の見直しについて

茨城県及び個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース資料抜粋

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

<予算関連法案>

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
 - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
 - ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
 - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
 - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務類級法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
 - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
 - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
 - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

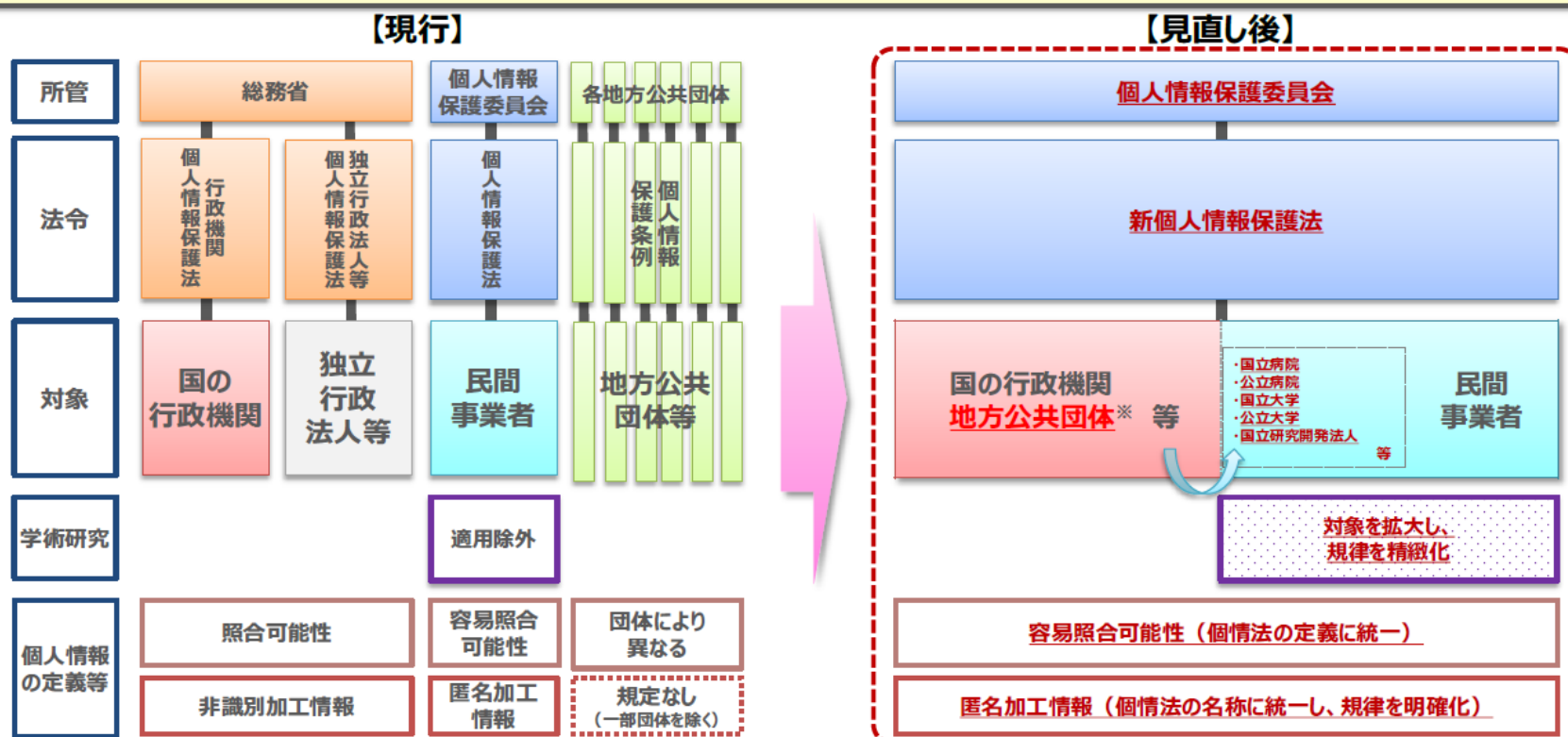
- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
 - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
 - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

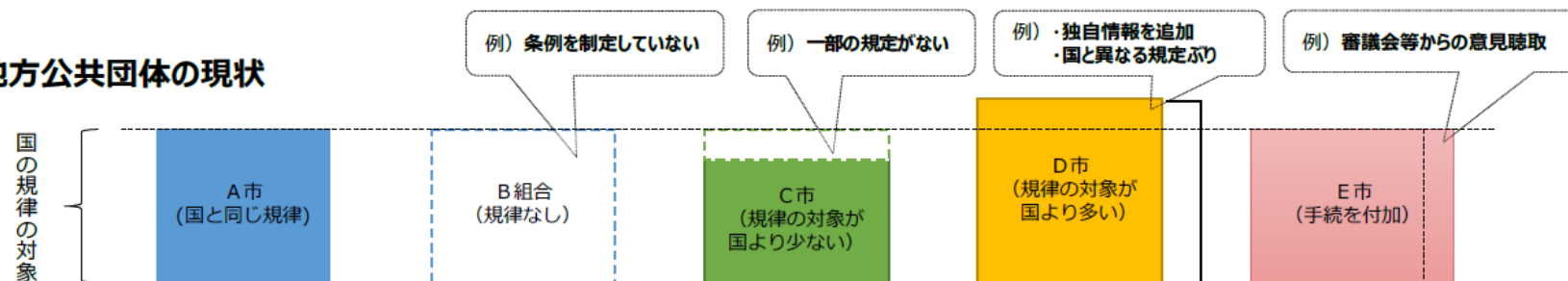
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
 - 法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
 - その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容
- 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
 ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分に認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の**的確な運用を確保**。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

かすみがうら市における条例整備等の概要

1. 適用対象

- ・ 議会を除くすべての市の機関

改正個人情報保護法において、地方公共団体の機関から議会は除外されている。議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないものであり、法の施行に関し必要な事項を定める「市個人情報の保護に関する法律施行条例」に議会を含むことは許容されない。ただし、条例の制定等の別段の措置を講じることは可能である。

関係条例：市個人情報の保護に関する法律施行条例
市議会の個人情報の保護に関する条例
市情報公開・個人情報保護審査会条例

2. 定義の一元化

- ・ 原則として、法の定義による（個人情報、要配慮個人情報、匿名加工情報等）。

⇒地域の特性その他の事情に応じて特に配慮を要するものとして、「条例要配慮個人情報」を定めることが可能であるが、匿名加工情報において人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等が規定されており、現行の市個人情報保護条例の定義を包含していることから、市独自の定義は不要とする。

関係条例：市個人情報の保護に関する法律施行条例

3. 個人情報の取扱い

- ・これまで市個人情報保護条例の規定を根拠としてきたが、今後は、個人情報の保有の制限、利用目的、安全確保措置、利用及び提供の制限等について、行政機関において一律の規定が適用される。
- ・法第78条で規定する個人情報の開示義務について、同条第1項第1号から第7号まで不開示情報とする規定があるが、これについて市情報公開条例による規定と相反する部分がある場合は、条例で規定することにより独自の運用が可能となる。

⇒両者の整合を図るため、市情報公開条例の非公開情報の改正を行う。

個人情報保護法第78条第1項第2号ハの規定のとおり、公務員の氏名も個人情報に該当することから、条例施行後は、職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を公開する。

関係条例：市情報公開条例

4. 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・現行では事務単位で個人情報ファイル簿を作成・公表しているが、法の適用により今後は1,000人以上の個人情報を扱うファイル単位で作成・公表する必要がある。
- ・これまで市独自で運用してきた事務単位での帳簿を継続して作成することは法で妨げるものではないが、今後は個人情報ファイル簿の必要性や事務効率化の観点から、法の適用による個人情報ファイル簿の作成・公表に移行する。

5. 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・これまで市独自で運用してきた自己情報の開示、訂正及び利用停止の手続きは法で規定され、詳細な事務手続を規則で定める。
- ・自己情報の開示請求、訂正請求、利用停止の請求に係る標準処理期間は下記のとおり変更となるが、引続き請求があった場合は速やかに対応する。

請求区分	標準処理期間	
	現行（条例）	法適用後
開示請求	14日（最大60日）	30日（最大60日）
訂正請求	30日（最大60日）	30日（最大60日）
利用停止請求	30日（最大60日）	30日（最大60日）

- ・自己情報の開示、訂正、利用停止請求等に係る手数料は、継続して無料とする。ただし、印刷費用、郵送料の実費は徴収する。

6. 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・行政機関等匿名加工情報（個人情報加工して得られる匿名加工情報をいう。）をその用に供して行う事業に関する提案を募集するとされるものの、当分の間、都道府県及び指定都市について適用され、本市においては実施しない。

7. 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体からの法解釈等に係る照会の対応、より具体的に個人情報の目的外利用又は外部提供にあたる判断の過程における相談対応等の支援を行う。
- ・法解釈については、個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されたため、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という法の趣旨に反するものと考えられ、許容されない。

8. 施行期日等

全国自治体は令和5年4月1日施行（国や民間事業者への適用は令和4年4月1日施行）